

～青森県内の社会福祉法人が連携して
制度の狭間の課題を解決する～

社会福祉法人の社会貢献活動 青森しあわせネットワーク

参加の手引

令和元年(2019年)5月

Ver. 2

社会福祉法人
青森県社会福祉協議会

〒030-0822
青森市中央3丁目20番30号
県民福祉プラザ2階
電話017-723-1391
FAX017-723-1394

目次

1 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」とは	
(1) 「社会福祉法人の社会貢献活動」が求められる背景	1
(2) 活動の基本理念・方針	2
(3) 複数の社会福祉法人が連携する意義	3
(4) 活動の位置づけ	4
2 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の内容	
(1) 参加社会福祉法人が行う活動の概要	5
(2) 総合相談（トータルサポート）の概要	6
(3) 総合相談（トータルサポート）の流れ	7
(4) 経済的援助（ライフサポート）の概要	8
(5) 経済的援助（ライフサポート）の流れ	9
(6) 食糧等の提供（フードサポート）	10
(7) 就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）	10
(8) その他の活動	10
(9) 「社会福祉法人の社会貢献活動」を推進する取り組み	11
3 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の参加	
(1) 参加の手続き	12
(2) 会費	12
4 参加に係る Q&A	13
5 実施要綱等	16

【用語の説明】

- 社会福祉法人の社会貢献活動＝青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動
- 参加社会福祉法人＝社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」に参加する社会福祉法人
- 青森県社協＝「青森県社会福祉協議会」

1 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」とは

(1)「社会福祉法人の社会貢献活動」が求められる背景

新しいニーズである「制度の狭間」の問題

これまでの社会福祉制度は、子ども・障害者・高齢者といった対象者に合わせ分野ごとに整備され発展してきました。

一方で、少子高齢化や人口減少、家族形態の変容、さらには地域における人間関係の希薄化・孤立化、生活保護世帯や非正規雇用者の増加などによる生活の不安定化などを背景として、ニート、引きこもり、ワーキングプア、ゴミ屋敷、育児困難、所在不明の子ども、子どもの貧困、アルコール依存、ホームレスなどの深刻なニーズが生じています。これらの顕在化している課題は、既存の制度が変容・成熟が進んできた一方で、ニーズの多様化や複雑化を伴って「制度の狭間」の問題として浮き彫りになっています。

さらに、既存の制度は、自ら申請するか、「私を助けてほしい」とどこかに声を上げたり、勇気と行動力のある支援者の目に止まらなければ、相談や支援に結びつかず、「声なき声」や自らSOSを発せられない人への支援は、「制度の狭間」の問題として存在しています。

また、既存の制度の多くは、相談や申請から解決のための対応やサービスに要する時間がかかり、このタイムラグも「制度の狭間」の問題として浮かびあがっています。その日食べるものがなく困っていると相談しても、その日に食べ物を支援することは、制度の中では困難であり、支援者側の善意や一部の奉仕活動に頼らざるを得ません。既存の制度では、今ここにある困難に対して、我慢してもらうか、待ってもらうしかないのが現状となっています。

社会福祉法人の本旨とこれからの役割

社会福祉法人は、昭和26年に福祉事業を担う法人として社会福祉事業法の制定とともに誕生し、旧民法に規定する公益法人の特別法人として制度化されました。全国に約2万ヶ所ある社会福祉法人は、我が国の社会福祉事業を中心的に支え、制度の狭間のニーズや生活課題に対して具体的な取り組みを行ってきたことも社会福祉法人の歴史であります。

社会福祉制度が公的な補助や助成を伴って充実し、社会福祉法人が社会福祉事業以外の制度外の取り組みを行うことに制約がある中においても、それぞれの地域の課題に積極的に向き合っており、地道に実践を継続してきました。

社会福祉法人の先達は、目の前で支援を必要としている人に温かい手を差し出し、その「制度の狭間」の課題を解決する実践に汗を流してきました。こうした地道な取り組みや手法がそれぞれの地域で広がり、やがて制度化されてきたことが、我が国の社会福祉の歩みとなってきました。

社会福祉法人が、既存の制度では対応が困難なニーズや現代社会の中で深刻化している生活課題の解決に向け積極的に取り組むことは、社会福祉法人がいわば原点回帰するということであり、「制度の狭間」の課題に果敢に取り組むことは、社会福祉法人の本旨であります。

社会福祉法人が、その本来的な役割に長年取り組んできた一方で、改正社会福祉法では「地域における公益的な取組を実施する責務」を規定化しました。福祉サービスの供給主体が株式会社やNPOなど多様となった現在、社会福祉法人には、積極的且つ可視的に社会に貢献していくことが求められています。

今ここにある課題を社会福祉法人の力で解決する

青森県内には 500 を超える社会福祉法人があり、それぞれの社会福祉法人にはこれまで培ってきた資源やその専門性、ネットワークがあります。“オール青森”の社会福祉法人が連携することで、今ここにある困難な課題に対して解決を図っていくことが可能になります。

既存の縦割り型の事業では解決が困難な複合的な課題や即応性が求められる状況においても、それぞれの社会福祉法人の得意とする分野を共有しつつ、新たなサービスの開発やネットワークの構築を育みながら解決を図ることこそが、今社会福祉法人に求められる大きな期待となっています。

(2) 活動の基本理念・方針

社会福祉法人による社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」は、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応することを社会福祉法人の本旨として、支援が必要な者の早期把握と具体的な解決を図ることを目的に実施するものです。

青森しあわせネットワーク

【基本理念】

青森県内の社会福祉法人が連携し、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するために、支援が必要な人を早期に把握し、具体的な解決を図ることによって、社会福祉法人の使命を積極的に果たすことを基本理念とする。

【基本的な方針】

- ①社会福祉法人の本旨として、活動は各社会福祉法人が主体的に行うものであること。
- ②制度や財源がない場合においても、支援を必要とする人のために、活動を創造し課題解決を図っていくものであること。
- ③社会福祉法人の培ってきた資源や専門性、ネットワークを活用し、それぞれの社会福祉法人だけで対応が困難な課題を解決することを通じて、地域づくりを進めていくものであること。
- ④これらの活動は、社会福祉法人による会費によって支えられるものであること。

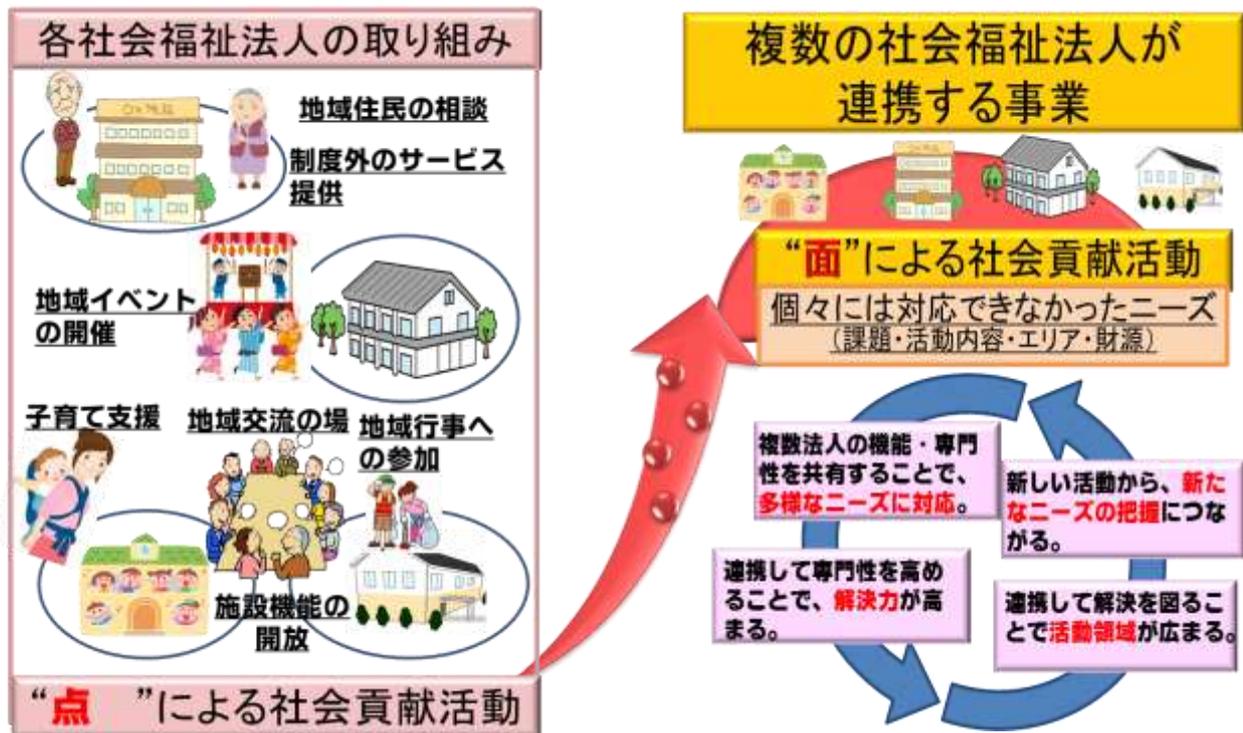
(3) 複数の社会福祉法人が連携する意義

社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」は、青森県内の社会福祉法人が連携して「制度の狭間」の課題解決を図る取り組みです。

“点”の活動を“面”で支える

これまでの社会福祉制度では掬いきれない課題が、特定の地域に限らず県内各地においても「制度の狭間」の問題として浮き彫りになっており、社会福祉法人をはじめとした関係機関が課題解決を図っています。

青森県内には 500 を超える社会福祉法人が存在しており、児童分野が得意な法人や在宅福祉を中心的に行っている法人など、それぞれ強みや専門性が異なります。それぞれが点で行ってきた活動が、多様な強みを共有することで、複合的な課題を解決するための活動を展開することができます。



社会福祉法人の資源を積み重ねる

1つの社会福祉法人が制度の狭間の問題に割く資源は限られていますが、それぞれの社会福祉法人が有するヒト、モノ、カネなどの資源、長年培ってきた専門性やネットワークを集積することにより社会福祉法人の力は大きなものになります。

青森県の社会福祉法人の資源を積み重ねることで、解決が困難だと思われる課題の解決を図ることが可能になります。

社会福祉法人の活動を可視化して、地域福祉につなげる

それぞれの社会福祉法人が慎ましやかに取り組んでいる活動を、広報誌やホームページなどの媒体を通じて、広く周知・情報提供を行っていくことで、社会福祉法人の存在や活動を可視化していくことができます。

こうした取り組みは、社会福祉法人の存在意義を再認識させることだけでなく、支援が必要なのに支援の手が届いていない多くの住民に届けるきっかけとなり、社会的孤立のない地域づくりにつながっていきます。

(4) 活動の位置づけ

社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」は、各社会福祉法人があくまでも自主的に実施することを基本方針とし、地域公益取組（改正法第 24 条）や地域公益事業（改正法第 55 条の 2）を包含し、さらに広い意味を持つものとして位置づけています。



改正社会福祉法第 24 条では、全ての社会福祉法人が責務として「地域における公益的な取組」を行うことを規定しました。

【改正社会福祉法第 24 条】

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

また、通知（※）では「地域における公益的な取組み」の 3 つの要件が示されています。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること
- ③無料又は低額な料金を提供される福祉サービスであること

一方で、社会福祉充実残額がある場合に、社会福祉充実計画に基づいて実施する「地域公益事業」は次のように定義されています。

【改正社会福祉法第 55 条の 2】

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金を、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの

社会福祉法人による社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」は、社会福祉を目的として支援を必要とする者に対し、公費助成などがない制度外の取り組みを行うことから、地域公益取組の要件に合致しており、地域公益事業を包含しているものです。

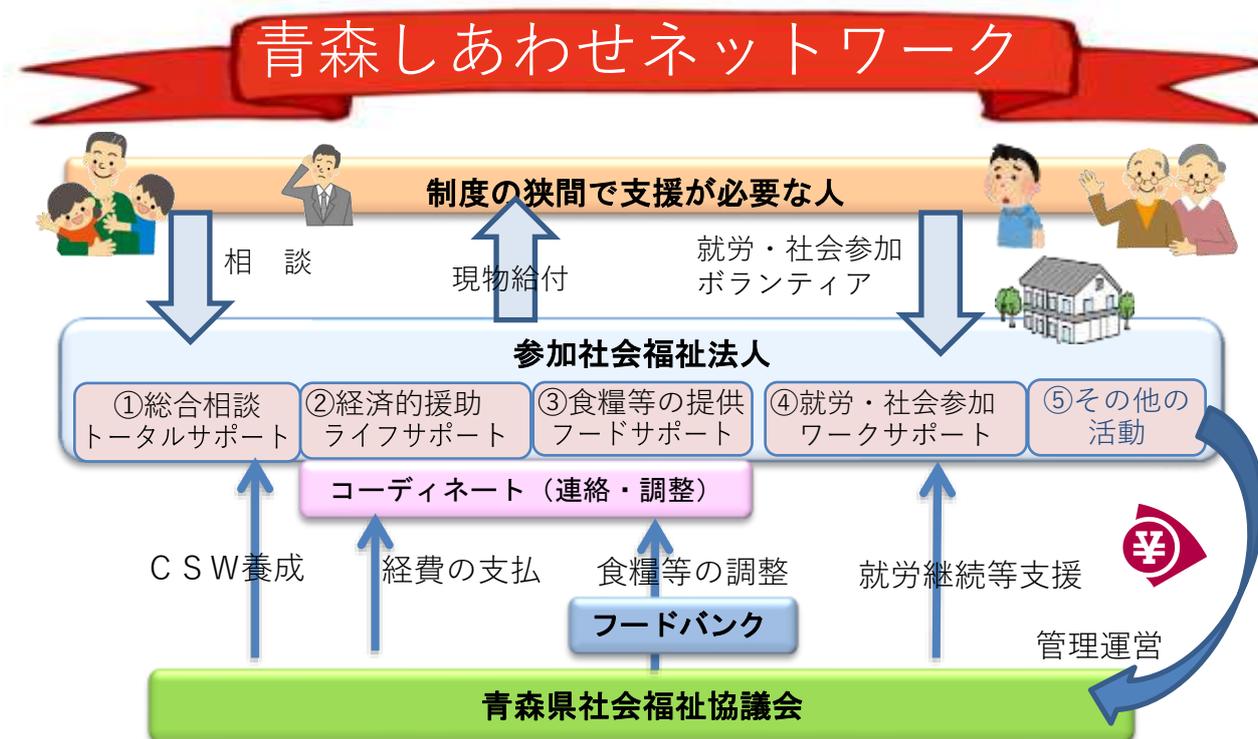
複数法人が連携して行うこれらの事業が地域公益取組に合致することも、通知（※）で明記されています。

※平成 30 年 1 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」

2 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の内容

(1) 参加社会福祉法人が行う活動の概要

NO	活動	内容
①	総合相談 (トータルサポート)	制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える者に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。
②	経済的援助 (ライフサポート)	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行います。
③	食糧等の提供 (フードサポート)	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にある者に対し、食糧等の提供を行うために、必要な食糧等を備蓄し、必要に応じて提供を行います。
④	就労体験・社会参加活動の提供 (ワークサポート)	就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、社会福祉法人の機能を活用し、就労の場や社会参加活動の機会を提供する。
⑤	その他	既存の制度やサービスでは対応できない新たな課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援など、その他必要な活動を行う。

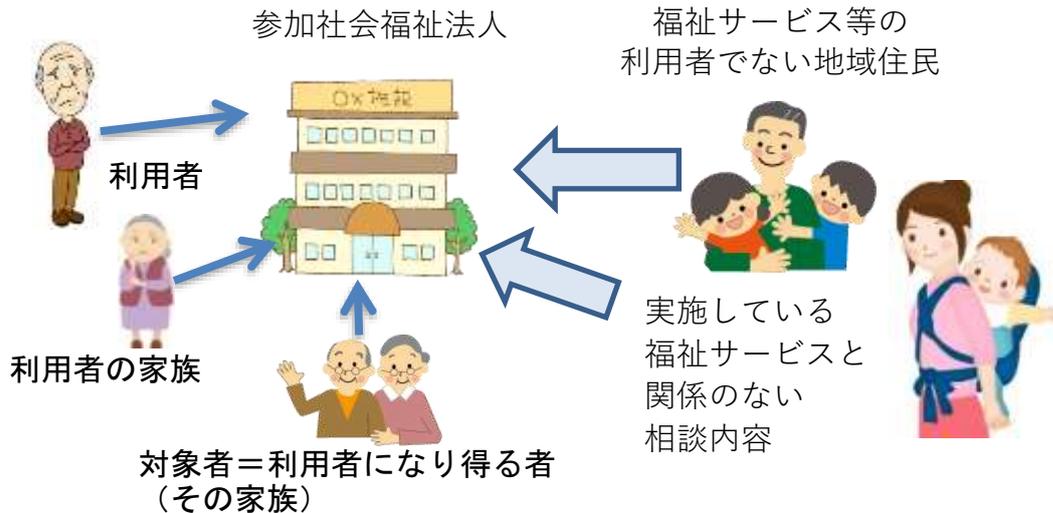


- 参加社会福祉法人及び活動の周知
- 情報提供・マニュアル等の整備、研修の実施
- 協議の場の運営

(2) 総合相談（トータルサポート）の概要

「総合相談（トータルサポート）」は、支援を必要としているのに、どこに相談してよいかわからなかったり、相談することをためらっている人たちを早期に把握し、解決に結びつけるための活動です。

社会福祉法人が運営する福祉施設の利用者や家族・保護者など、これまでの範囲にとどまらず、地域に暮らす住民全てを対象とし、社会福祉法人が運営する福祉施設の種別に関わらず、また福祉制度に関わらない内容も対象とします。



相談後の対応は、他の参加社会福祉法人や関係機関と連携して解決を図っていきます。

参加社会福祉法人には、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、CSWは、他の社会福祉法人や関係機関と連携・協働しながら、相談者の生活状況や生活上の課題を把握し、必要な社会資源等について説明を行うとともに、具体的な課題解決を図ります。

CSWは、各社会福祉法人の定める管理者と協議して必要だと認められる場合には、経済的援助（ライフサポート）や食糧等の提供（フードサポート）、就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）による支援を行います。

独自に居住や入浴、食事等の提供を行ったり、職員として採用した事例もあります。この活動を通じて各社会福祉法人はその機能や資源を存分に活用して地域に貢献しています。

CSWは、相談や支援に関する記録を作成し、定期的に県社協に報告します。

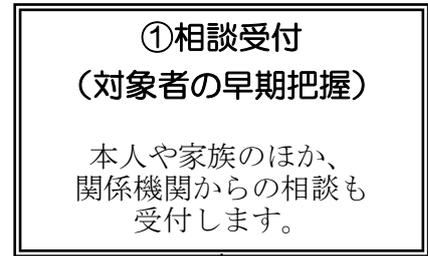
(3) 総合相談（トータルサポート）の流れ

総合相談（トータルサポート）の一般的な相談の流れを整理します。

①相談受付（対象者の早期把握）

支援を必要としているのに、どこに相談してよいかわからない人や相談をためらっている人の相談を受付します。

本人や家族からの相談を受けるほか、関係機関（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、病院、社会福祉施設等）からの相談も受付します。

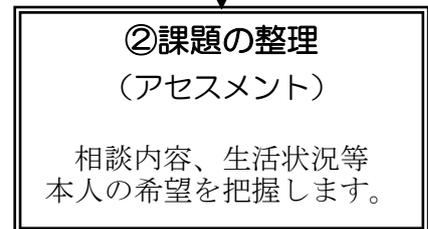


②課題の整理（アセスメント）

相談内容の主訴、生活状況等、本人の希望を把握します。

関係機関からの紹介の場合は、これまでの対応（どのような社会資源を有するかなど）を確認します。

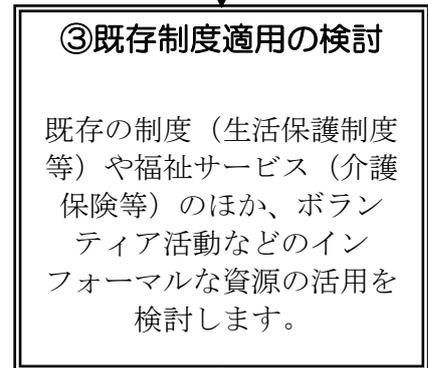
必要に応じて本人の住まいなどを訪問して状況把握します。



③既存の制度適用の検討

既存の制度で対応できそうな場合には、対応すべき関係機関に相談内容を引き継ぎすることができるかどうかを検討します。引き継ぐ場合には、本人にその旨を丁寧に説明して同意を得ます。

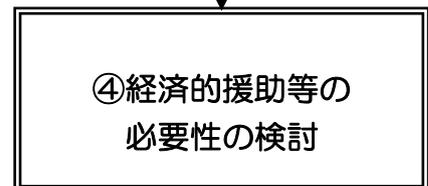
既存の制度とは、生活保護制度や生活福祉資金貸付などのほか、福祉サービスや病院受診のほか、サロンやボランティア活動などのインフォーマルな資源を含みます。



④経済的援助（ライフサポート）等の必要性の検討

経済的援助（ライフサポート）等、「青森しあわせネットワーク」の活動による支援が必要かどうかを検討します。

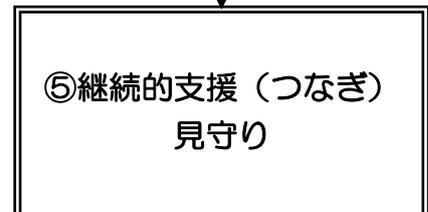
（次ページから）



⑤継続的支援（つなぎ）・見守り

適切な相談機関などの関係機関がある場合には、相談内容を引き継ぎ、継続的支援につなぎます。

対応できる相談機関がない場合には、CSWが関係機関と連携しながら、見守りなどの継続的支援を行います。

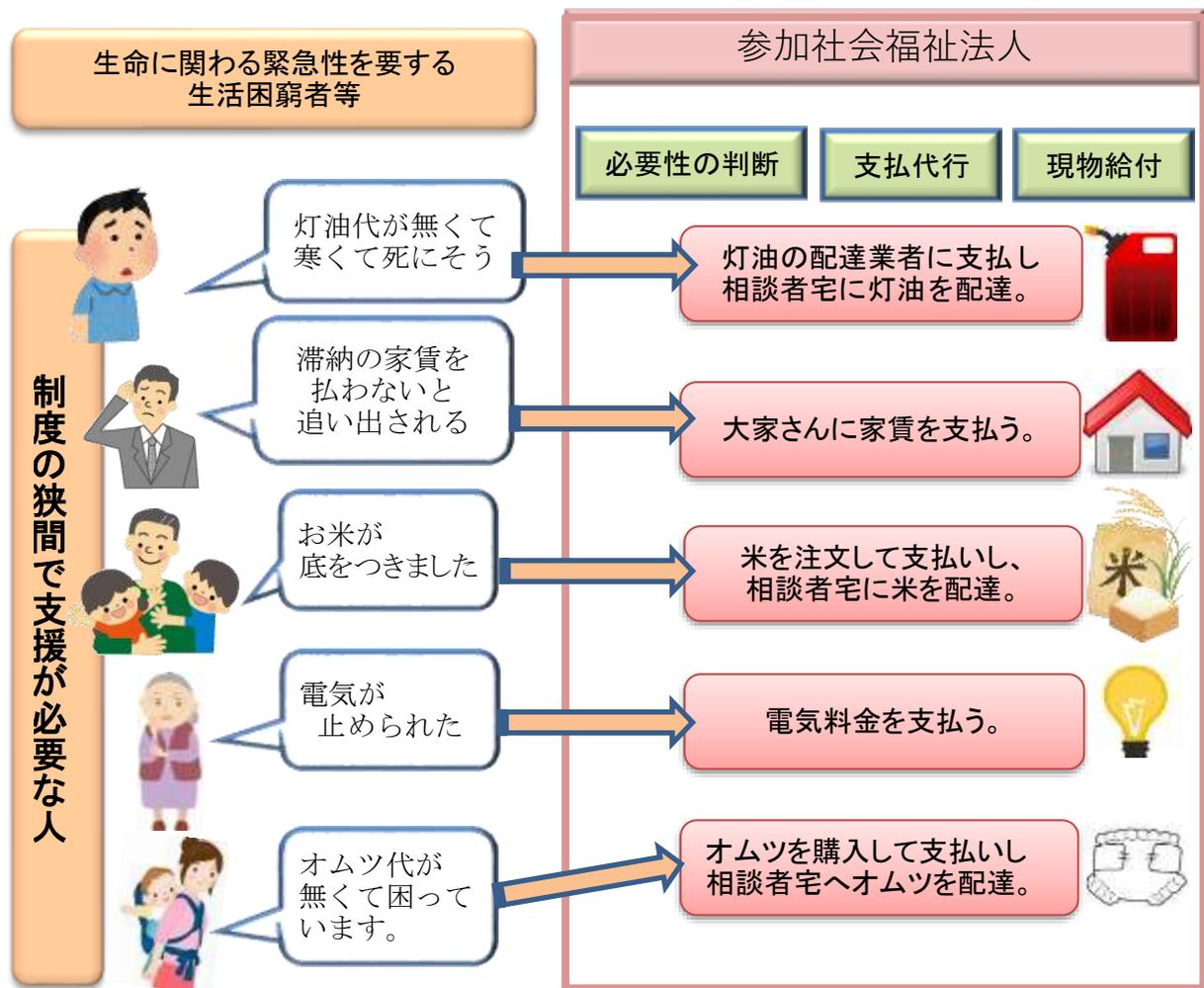


(4) 経済的援助（ライフサポート）の概要

生活保護の受給が困難な人や、受給までに時間を要する場合、生活保護を希望していないなどの理由から生命に関わる緊急性を要する状態の人に対して、現物給付することで当面の生活を支援する活動です。

経済的援助は、既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行うものです。

この活動は、現金を給付することではなく、貸付することでもありません。必要な支払いかどうかを判断して、支払を代行し、支援が必要な人に現物を給付することで、緊急的な課題の解決を図ります。



経済的援助の対象者は、生命に関わる緊急性を要する生活困窮者等とし、概ね以下に該当する場合で、参加社会福祉法人の定める管理者が必要性を認める場合に実施します。

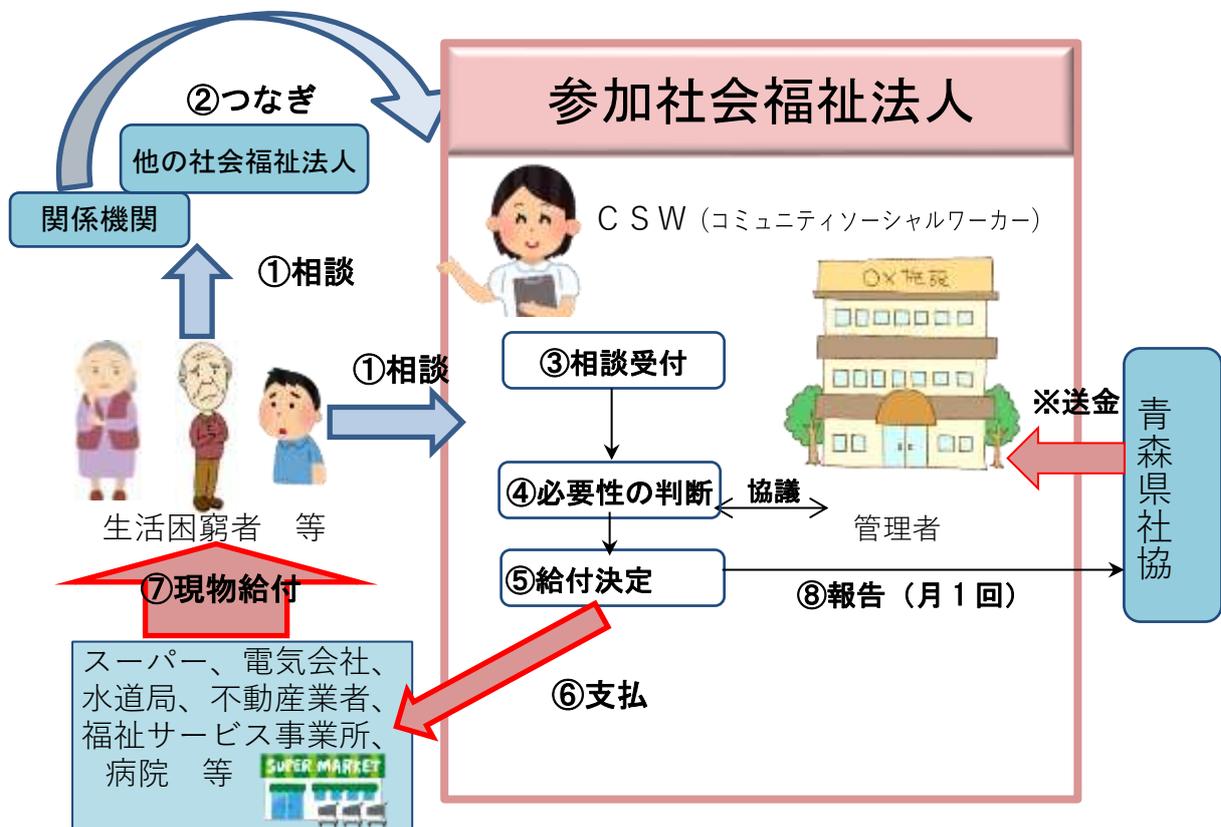
- ①生計が困難で食材費や光熱水費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方
- ②生計が困難で必要な医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方

また、次に該当する場合は、経済的援助の対象としません。

- ①対象者が施設に入所している場合
- ②緊急性のない借入金、滞納金の返済に充てる場合
- ③緊急性のない日常生活費を必要とする場合
- ④相談支援を必要としない場合

(5) 経済的援助（ライフサポート）の流れ

- ①生活困窮者等から直接相談がされるか、関係機関や他の社会福祉法人等へ相談がされます。
- ②関係機関及び他の社会福祉法人等に相談がされたものから、「経済的援助」が必要な場合に、相談のつながりがされます。
- ③参加社会福祉法人に配置されるC S Wが相談受付します。
- ④参加社会福祉法人が定める管理者とC S Wで「経済的援助」の必要性を判断します。
- ⑤「経済的援助」の給付を決定し調整を行います。
1 事例（支援期間3ヶ月）あたり5万円を上限とし、1回あたりの上限は管理者が決めます。
- ※必要なしの場合は、他の参加社会福祉法人や関係機関と連携して支援を行います。
- ⑥「経済的援助」の支払先に支払いを行います。
- ⑦生活困窮者等に現物が給付されます。
- ⑧参加社会福祉法人は月1回、青森県社協に報告（精算）を行います。



- ※1 経済的援助の支払限度額は、原則として1事例あたり5万円を上限とし、1回あたりの金額は管理者で決めてください。また、支援の回数に限度はありません。
- ※2 経済的援助の支援期間は、原則として1事例あたり概ね3ヶ月とします。
- ※3 当月分の支払について、概ね翌月の15日頃までに県社協に報告・請求します。

(6) 食糧等の提供（フードサポート）

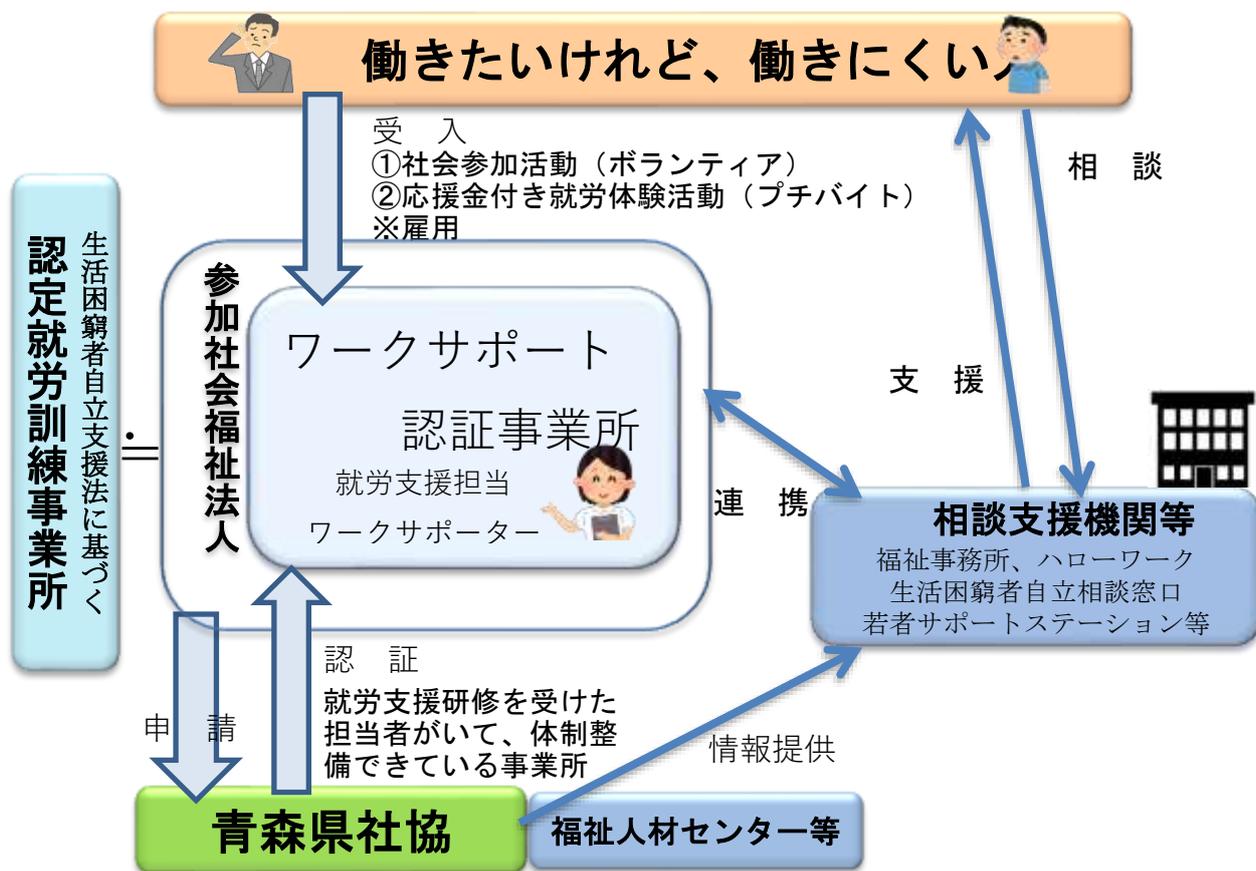
食糧等の提供は、青森県社協が実施しているフードバンクシステム等を活用し、生活に困窮する世帯等に必要な食糧等を届けるものです。

支援が必要な人等から、直接相談がされるか、関係機関や他の社会福祉法人へ相談があった場合に、CSWと管理者が必要性の判断をして給付を決定します。

必要に応じて経済的援助（ライフサポート）と合わせて支援します。

(7) 就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）

働きたいけれど、働きにくい、就労を継続できない人に対し、社会福祉法人がその人に合った働き方を考え、働く場を提供したり、ボランティアや社会参加活動として社会福祉法人の資源を活用し、生きがい支援や居場所づくりを進めていきます。



(8) その他の活動

既存の制度やサービスでは対応できない課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援など、その他必要な活動を行っていきます。

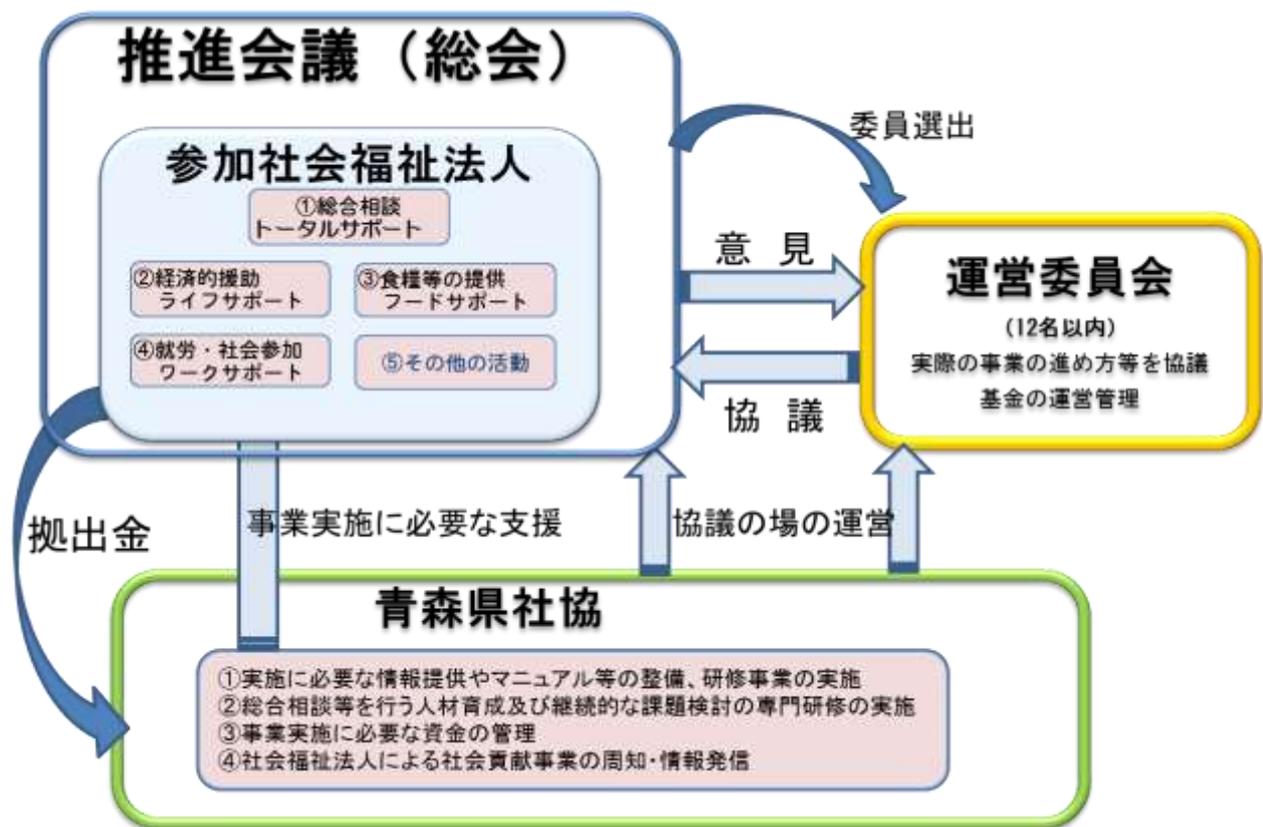
(9) 「社会福祉法人の社会貢献活動」を推進する取り組み

青森県社協は、円滑な事業推進に向け、具体的な事業の進め方や拠出された財源の基金の適切な運営管理を行うために「運営委員会」を設置して協議します。

また、年1回、参加社会福祉法人が一堂に会して、事業推進の協議を行う「推進会議」を開催します。

さらに、青森県社協は、参加社会福祉法人が円滑且つ効果的に活動を行うために、次のような取り組みを行います。

- ①実施に必要な情報提供やマニュアル等の整備、研修事業の実施
- ②総合相談等を行う人材育成及び継続的な課題検討の専門研修の実施
- ③実施に必要な資金の管理及び運用
- ④参加社会福祉法人及び社会福祉法人の社会貢献活動の周知・情報発信
- ⑤その他、事業実施に必要な事業



3 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の参加

(1) 参加の手続き

社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、所定の入会申込書（様式第1号）を県社協に提出します。

県社協は当該社会福祉法人を「参加社会福祉法人」として指定し、活動を推進します。

申込は随時受付します。変更があった場合、又は変更したい場合には変更届（参考様式）を提出します。また、参加社会福祉法人が解散した場合又は書面で退会の申し出が提出された場合には退会したものとします。

(2) 会費

参加社会福祉法人は、下記の基準に従い、毎年会費を支払います。

NO	社会福祉法人の種類	金額（年額）
1	入所施設（※）を含む複数施設経営法人	1口 100,000円
2	入所施設（※）を持たない複数施設経営法人	1口 50,000円
3	1施設のみを経営する社会福祉法人 その他の社会福祉法人	1口 30,000円

※入所施設：社会福祉法上の第1種社会福祉事業に規定する社会福祉施設及び介護保険法上の介護老人保健施設

社会福祉法（第2条）に規定されている第1種社会福祉事業の入所施設は次のとおりです。

施設種別	根拠法令
救護施設、更生施設、宿所提供施設	生活保護法
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	児童福祉法
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム	老人福祉法
障害者支援施設	障害者総合支援法
婦人保護施設	売春防止法
授産施設	社会福祉法

会費の口数は入会申込書でお知らせいただき、年度ごとに変更することもできます。

年会費は、毎年開催する推進会議（7月頃開催）の後に、申込内容に基づいて青森県社協から請求します。参加社会福祉法人は、会費支出で支出しますが、名称を記載する場合には「社会貢献活動会費」と明記します。

青森県社協は、参加社会福祉法人からの会費やその他の収入で「社会貢献活動推進基金」を設置し、事業を推進していきます。

4 参加に係るQ&A



Q1 「青森しあわせネットワーク」に参画したら、どんな活動をするのでしょうか。

A 「青森しあわせネットワーク」は、社会福祉法人の連携により具体的な活動を行っています。

具体的な活動内容は①総合相談（トータルサポート）、②経済的援助（ライフサポート）、③食糧等の備蓄・提供（フードサポート）、④就労・社会参加活動の提供（ワークサポート）と⑤その他の新たな課題への対応の5つの活動です。新たな課題への対応では、保証人問題、人材確保対策、居場所づくり等のプロジェクトを立ち上げ、対応を検討しています。

原則的には、全ての参加法人が①総合相談（トータルサポート）を行うこととなっていますが、それぞれの活動は、各社会福祉法人ができる範囲で行っており、相談者の地域性や特性などに合わせて各法人や関係機関が連携して役割分担をして実施しています。



Q2 どのくらいの実績があるのですか。地域に困っている人は本当にいるのですか。

A 平成29年9月末にスタートした「青森しあわせネットワーク」には、103の社会福祉法人、900事業所が参画しています。

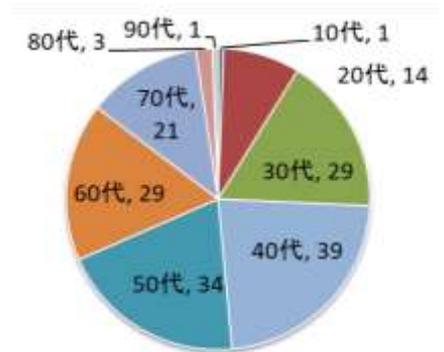
(H30年度)

スタートからの1年半の経済的援助（ライフサポート）の活動により、県内171世帯に対し、約400万円分の食料や日用品などの緊急的な支援を現物で給付しています。（H30.3.1までの報告分）

相談者の居住地は県内全域の市町村にわたり、年齢構成も10代から90代まで幅広い住民からの相談に対応しています。子どものいる世帯からの相談は全体の3割程度と顕著です。

支援を行った社会福祉法人では、独自に居住や入浴、食事等の提供を行ったり、職員として採用した事例もあります。この活動を通じて各社会福祉法人はその機能や資源を存分に活用して地域に貢献しています。

社会福祉の必要な人を社会福祉法人は支援していますが、参加している法人からは「今まで、こういう方々が地域で暮らしているとは知らなかった」との声が寄せられています。支援を必要としている人々は、私たち社会福祉法人のすぐそばで生活しています。



相談者の年齢構成



Q3 あそこに行けばお金や食糧がもらえるという情報が広がって、相談が殺到しませんか。

A 「経済的援助（ライフサポート）」では、支援の必要性について相談内容の緊急性、即応性等を各法人が判断して対応します。また、「経済的援助（ライフサポート）」は、単なる解決ツールの1つであり、自立生活に向けた支援なので、現金の給付は行いません。

実際の相談経路では、そのほとんどが、本人からの相談よりも関係機関からのつなぎの方が多くなっています。関係機関では、本人の情報や支援の必要性をある程度検討したうえで、「青森しあわせネットワーク」に相談をつないでています。



Q 4 困った人の支援をしても青森県全域ではエリアが広すぎて、うちの町の住民の支援は難しいのではないですか。

A 各社会福祉法人の身近な地域で、具体的な支援が行われており、青森県内の40の市町村のうち、27市町村の住民に対して経済的援助（ライフサポート）が行われています。（H30.3.1までの報告分）

また、住民は1つの市町村だけで生活していないのが現実で、学校や職場が町外にあつたり、買い物や通院などで1つの市町村を超えて活動しており、町外の社会福祉法人や関係機関と連携できることもこの活動の利点となっています。また、転居等の流動性にも対応できることが、複数法人が連携する利点です。実際の支援でも、市町村の単位を超えて、複数の社会福祉法人が連携して同じ相談者を支援している事例があります。



Q 5 少ない職員の中で、職員の負担が増えて対応することが難しいのではないかと心配です。

A 「参加社会福祉法人」全てが「総合相談（トータルサポート）」を行うということは、参加する全ての社会福祉法人が、住民からの相談に対応することを意味します。社会福祉法人の使命として、利用者や保護者・家族でなくても、“困りごとがあつたら社会福祉法人が対応する”ということこそ、社会福祉法人の使命を果たす第一歩となります。

相談を受けた「参加社会福祉法人」が多忙などの理由で相談や支援ができない場合には、近くの「参加社会福祉法人」が代わりに相談や支援を行うことができ、1法人だけに負担が偏らないような仕組みとなっています。ネットワークがあるからこそ、地域で困った人を社会福祉法人が“放っておかない”ことが可能になります。

また、相談対応するCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の研修や事例検討などを継続的に行い、CSWなどの職員の資質向上を図るとともに、負担を軽減するための取り組みを行っています。



Q 6 参画すると、どんなメリットがあるのでしょうか。

A 「青森しあわせネットワーク」は「社会福祉法人の使命」に基づく活動として社会福祉法人が持つ人材やお金などの資源を提供いただくことが必要で、メリットを前提に参画いただくものではありません。

それでも、参画して活動を行うことで結果としてメリットを享受していることがあります。参画している法人からは、直接「ありがとう」「助かった」と感謝されるほか、「勉強になっている」「連携がスムーズになった」という声が多く寄せられています。

実際に対象者を支援するという活動でつながるネットワークだからこそ、対象者や関係者との出会いや関係性の広がりがあります。また、「青森しあわせネットワーク」の活動はこれまでにない即応性と柔軟性が高い解決手段であるため、これまで社会福祉制度につながってこなかったような人との関わりや困難だった課題解決が図られています。

実際の声として、①今まで出会わない対象者と出会うこと、②今まで関係していない関係機関と出会うこと、③自然に関係機関と連携ができること、④社会福祉法人同士との連携ができること、⑤参画・活動しているという外部からの評価などがあります。



Q7 自分の法人だけで同じような活動ができそう。複数の法人が連携する意義は何ですか。

A 1つ目が「“点”の活動を“面”で支える」というものです。強みや専門性が異なる社会福祉法人の点の活動を共有することで、面としての活動として展開できます。相談支援を一緒に行なったり、相談者の居住地等により相談ケースを引き継ぐことなどが実際に行われています。

2つ目が「社会福祉法人の資源を積み重ねる」ということです。活動の財源は、参画する社会福祉法人からの会費を青森県社会福祉協議会でプールして管理し、支援があった場合に各社会福祉法人にその費用を支弁しています。相談支援に必要な研修事業や事例検討会も会費によって開催しています。

3つ目が「社会福祉法人の活動を可視化して、地域福祉につなげる」というものです。連携して活動の周知や広報活動を行うことで、住民や関係機関からの関心も高まっています。

4つ目が「公益性が高い活動が可能になる」ということです。経済的援助（ライフサポート）などの活動は、極めて公平性や正義が問われる活動ですが、一定の基準で根拠や正当性を担保し、その支出された費用についても明確化が図られていることから、公益性の高い活動が可能になっています。



Q8 地域ニーズの把握や事業の有効性の検証などは行われているのでしょうか。

A わたしたち社会福祉事業を行っている者の先達は、生活困難者がいるから制度を創って支援しようというのではなく、目の前で困っている人々に積極的に支援を行うことで、現在の事業が構築されてきたという歴史があります。“先ず始めること、つくりあげていくもの”

相談支援が県内全域で着実に広がっていますので、その相談内容を客観的に検証しつつ、実際に支援を行っている参加社会福祉法人の皆様の意見や要望を取り入れて、必要に応じて活動内容を変更拡大しています。



Q9 社会福祉法人の実践を「見える化」としても、参加しない法人があれば、不公平ではないですか。参加する法人だけが享受できるものは何かありますか。

A 一般県民向けの広報やHPなどで、「参加社会福祉法人」を公表していきます。

また、「参加社会福祉法人」が行う「総合相談（トータルサポート）」の専門的な研修など各種研修事業、社会福祉法人ならではの課題に対応したセミナーの開催や情報提供を定期的に行う計画としています。

さらに、新たな課題に対する検討やモデル的に実施しようとする取り組みへの支援など、「参加社会福祉法人」が社会貢献活動を拡大し、具体的・効果的に実施するための支援を行っています。

5 実施要綱等

「社会福祉法人の社会貢献活動」推進事業実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動（以下「社会貢献活動」という。）を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 社会貢献活動は、「青森しあわせネットワーク」と称し、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応することを社会福祉法人の本旨として、支援が必要な者の早期把握と具体的な解決を図ることを目的に実施するものである。

(参加社会福祉法人と事務局)

第2条 社会貢献活動の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、所定の入会申込書（様式第1号）を県社協に提出し、県社協は当該社会福祉法人を社会貢献活動の実施機関（以下「参加社会福祉法人」という。）として指定し、社会貢献活動を推進するものとする。

2 県社協は、前項の社会福祉法人を広報誌やホームページ等で公表するとともに、その社会貢献活動の事例を広く情報発信し、青森県内の社会福祉法人による社会貢献活動を推進するものとする。

3 県社協は、事務局として社会貢献活動を推進し、参加社会福祉法人と協働して活動するものである。

4 県社協は、参加社会福祉法人が解散した場合又は書面で退会の申し出が提出された場合には退会したものとする。

(活動の内容)

第3条 社会貢献活動の参加社会福祉法人は、次の活動を行うものである。

(1)総合相談（トータルサポート）

制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える者に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行う。

(2)経済的援助（ライフサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行う。

(3)食糧等の提供（フードサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にある者に対し、食糧等の提供を行うために、必要な食糧等の備蓄を備蓄し、必要に応じて提供を行う。

(4)就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）

就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、就労の場や社会参加活動の機会を提供する。

(5)その他

既存の制度やサービスでは対応できない課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援など、その他必要な活動を行う。

- 2 県社協は、前項の活動を円滑且つ効果的に実施するために、第2条の参加社会福祉法人に対し、必要な情報提供や研修事業を実施するとともに、総合相談等を行う人材育成を行うものである。

(基金の設置と会費)

第4条 県社協は、前条の活動を円滑に進めるために、社会貢献活動推進基金を設置するものとする。

- 2 前項の基金の財源は、第2条に規定する参加社会福祉法人からの会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。
- 3 前項の参加社会福祉法人からの会費は年額をもって定めるものとし、その基準は別表1のとおりとする。

(運営委員会と推進会議)

第5条 県社協は、第1条に規定する目的を達成するため、円滑に事業を進めるとともに、社会貢献活動推進基金の適切な運営管理を行うために運営委員会を設置するものとする。

- 2 運営委員会は、第2条に規定する参加社会福祉法人の代表者12名以内の委員で構成し、県社協会長が委嘱するものとする。
- 3 運営委員会は、県社協会長が招集するものとする。
- 4 運営委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 5 運営委員会の委員長は会議の議長となり、副委員長は委員長に事故あるとき、その職務を代理するものとする。
- 6 県社協は、参加社会福祉法人と事業の進め方等について協議するため、第1条に規定する目的を達成するため、毎年1回推進会議を開催するものとする。

(CSWの配置)

第6条 第2条に規定する参加社会福祉法人に、第3条に規定する活動の連絡調整を行う相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置するものとする。

- 2 CSWは、第2条に規定する参加社会福祉法人や関係機関と連携・協働しながら、相談者の生活状況や生活上の課題を把握し、必要な社会資源等について説明を行うとともに、具体的な課題解決を図るものとする。
- 3 CSWは、参加社会福祉法人の定める管理者と協議して必要だと認められる場合には、第3条に規定する経済的援助や食糧等の提供による支援を行うものとする。
- 4 CSWは、相談や支援に関する記録を作成し、定期的に県社協に報告するものとする。

(経済的援助)

第7条 第3条に規定する経済的援助の対象者は、生命に関わる緊急性を要する生活困窮者等とし、概ね以下に該当する場合で、参加社会福祉法人の定める管理者が必要性を認める場合に実施するものである。

- (1) 生計が困難で食材費や光熱水費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方
- (2) 生計が困難で必要な医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方

2 次に該当する場合は、経済的援助の対象としない。

- (1) 対象者が施設に入所している場合
- (2) 緊急性のない借入金、滞納金の返済に充てる場合
- (3) 緊急性のない日常生活費を必要とする場合
- (4) 相談支援を必要としない場合

3 経済的援助の方法等、その他必要な事項は別に定めるものとする。

(個人情報保護)

第8条 社会貢献活動の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施に際し知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び事業の参加を終了した後も同様とする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

社会福祉法人からの会費額

NO	社会福祉法人の種類	拠出金額 (年額)
1	入所施設 (※) を含む複数施設経営法人	1 口 100,000 円
2	入所施設 (※) を持たない複数施設経営法人	1 口 50,000 円
3	1 施設のみを経営する社会福祉法人 その他の社会福祉法人	1 口 30,000 円

※入所施設：社会福祉法上の第 1 種社会福祉事業に規定する社会福祉施設及び介護保険法上の介護老人保健施設

社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」 入会申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

社会福祉法人名

代 表 者 名

印

青森県内の社会福祉法人による社会貢献活動の趣旨に賛同し、参加いたします。

(1) 法人本部 所在地	〒
(2) 電話番号	
(3) F A X 番号	
(4) E-mail	
(5) 法人のURL ※	
(6) 会費	会費として、 _____ 円（ _____ ）口を 負担します。

※「青森しあわせネットワーク」のサイトとリンクするためにお知らせいただくものです。
リンクに不都合がある場合には、記載しないでください。

～青森県内の社会福祉法人が連携して制度の狭間の課題を解決する～
社会福祉法人の社会貢献活動 青森しあわせネットワーク

参加の手引 Ver. 2

発行 平成29(2017)年2月
令和元年(2019)年5月一部改正

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号県民福祉プラザ2階
電話017-723-1391 FAX017-723-1394